

平成18年4月12日

新潟市

建設工事入札参加業者 各位

新潟市企画財政局財政部
契 約 課 長
(担当 工事契約係)

工事費内訳書の提出拡大について

このことについて、下記のとおり、工事費内訳書提出の範囲を拡大することとしますのでご承知おきください。

なお、平成18年5月1日以降通知の指名競争入札からの取扱いとします。

記

工事費内訳書について

予定価格1000万円未満の工事においても、落札者から提出を求めることとします。

ア．提出範囲

契約課及び支所総務課発注の予定価格130万円超1000万円未満で入札を行う
全ての建設工事

イ．提出物

予定価格1000万円以上の工事の工事費内訳書よりも簡易なもので可とします。
(様式は定めませんが、別紙程度以上として下さい。)

ウ．提出時期

落札者となられた方は、契約時に契約書等と一緒に提出して下さい。

エ．注意点

システム改修までの暫くの間、指名通知の工事費内訳書は「要」となって通知されますが、「落札者のみ契約時に提出」と読み替えてください。入札時に提出の必要はありません。

なお、予定価格1000万円以上の工事においては現行どおりの取扱いとします。